**地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書　新旧対照表**

| **改定後（第2.0版）** | **現行（第1.0版）** |
| --- | --- |
| 1.　共通機能標準仕様書について1.1.　標準化法における位置づけ（略）1.2.　標準仕様書の対象範囲の考え方　標準準拠システム（標準化基準（標準化法第６条第１項及び第７条第１項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システムをいう。以下同じ。）における共通機能には、大きく次の３つの機能群に分類できる。(1) システム共通機能群：標準準拠システムに必要な機能のうち、複数の標準準拠システムに共通する機能要件を実現するための機能群をいう。(2) 統合運用管理機能群：標準準拠システムに必要な機能のうち、運用監視、ジョブ管理、バックアップ・リカバリ、データ暗号化、アンチウイルス、自動デプロイ、コスト最適化支援等の非機能要件を実現するための機能群をいう。(3) インフラ機能群：標準準拠システムに必要な機能のうち、コンピュート、ストレージ、データベース等のインフラ要件を実現するための機能群をいう。　(1)システム共通機能群のうち、基幹業務システムと疎結合で提供することが可能と考えられる機能は、基幹業務システムを提供する事業者とは異なる事業者が提供する可能性があることから、本仕様書の対象とした。それ以外の機能については、業務との結びつきや標準化の実現性等を考慮し、基幹業務システムを提供する事業者と同じ事業者が提供した方が効率的であると考えられることから、本仕様書の対象外とする。　また、(2)統合運用管理機能群や(3)インフラ機能群については、ガバメントクラウドのマネージドサービス等を活用することが考えられることから、本仕様書の対象外とする。　本仕様書の対象外とした機能については、本仕様書の対象となった共通機能や各標準準拠システムと疎結合の形で実装することや、本仕様書の対象とされた共通機能と疎結合の形で構築することが可能である。　なお、本仕様書が対象とする共通機能は、国が提供するのではなく、事業者が本仕様書に従って構築し、地方公共団体がそれを利用する形を想定している。また、本仕様書は市区町村及び都道府県を対象としているが、不要となる共通機能の利用を求めるものではない。本仕様書に規定された共通機能を実装する場合において本仕様書に準拠する必要があることに留意すること。1.3.　標準仕様書の具体的な対象範囲　本仕様書が対象とする具体的な対象範囲は、次に掲げる機能とする。(1) 申請管理機能（申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行うマイナポータルと標準準拠システムの間を連携する機能）① 標準準拠システムとの連携方法② マイナポータルとの連携方法(2) 庁内データ連携機能（標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能）① RESTによる公開用API方式② ファイル連携方式(3) 住登外者宛名番号管理機能（庁内で管理する住登外者（住民記録システム以外の標準準拠システムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番・管理する機能）① 標準準拠システム間の連携に用いる住登外者宛名番号② 標準準拠システムにおいて住登外者宛名番号を割り当てるために連携する情報及び連携方法(4) 団体内統合宛名機能（団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバーと連携する機能）① 中間サーバーとの連携に用いる団体内統合宛名番号② 中間サーバーと標準準拠システムとの連携方法(5) EUC機能（職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能）① EUCにおけるデータソース(6) 統合収納管理機能・統合滞納管理機能（基幹業務システムにおける各賦課業務のうち２業務以上と連携し、共通的に収納管理、滞納管理を行う機能）① 統合収納管理機能・統合滞納管理機能を採用する場合の考え方② 標準準拠システムとの連携方法1.4.　標準準拠システムと本仕様書が対象とする共通機能の関係性　本仕様書が対象とする共通機能は、標準準拠システムに必要な機能のうち、複数の標準準拠システムに共通する機能要件を規定したものであり、標準準拠システムと疎結合の形で別システムとして機能配置することを想定するものである。　ただし、庁内データ連携（RESTによる公開用API方式、ファイル連携方式）については、本仕様書で規定した内容に従い、各標準準拠システムが機能配置することを想定した機能である。　また、本仕様書が対象とする共通機能を、一又は複数の標準準拠システムと一体のパッケージとして提供する場合については、機能配置等の実装方式は本仕様書に適合する必要はなく、パッケージベンダの責任において提供することとしてもよい。　ただし、一体のパッケージとして提供されていない他ベンダの標準準拠システムと連携する場合等の共通機能については、本仕様書に適合する必要がある。1.5.　標準準拠システム以外のシステムと本仕様書が対象とする共通機能の関係性（略）1.6.　標準化基準の作成方針　共通機能の標準仕様書の作成方針は、次のとおりとする。(1) 標準準拠システムにおける、本仕様書が対象とする共通機能のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、本仕様書が対象とする共通機能と標準準拠システムとのインターフェースについて標準仕様を作成する。(2) 本仕様書が対象とする共通機能におけるマイナポータルや中間サーバー等の外部システムとのインターフェースについては、外部システムのインターフェース仕様に従う。(3) 本仕様書が対象とする共通機能については、最低限の機能について標準仕様を作成することとし、本仕様書が対象とする共通機能に新たに機能を追加することや、本仕様書が対象とする共通機能と疎結合の形で新たに機能を作ることを妨げない。　共通機能は、標準準拠システム以外のシステムが利用することが想定され、柔軟性が必要であることから、(3)のとおりの方針としている。　したがって、本仕様書においては、機能要件を【類型1：実装必須機能】【類型2：実装不可機能】【類型3：標準オプション機能】の３類型に分類する。標準オプション機能については、３類型に分類されていない機能（本仕様書に規定していない機能）と同様に実装は任意であるが、標準準拠システムと連携が必要な機能について規定する。　実装する場合、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定する機能別連携仕様に従うこと。　ただし、基幹業務システムの標準仕様書において実装不可機能と規定されている機能は、共通機能として実装することはできない。(4) 共通機能の標準仕様書で規定する機能に係る機能要件等の標準を実現するために最低限必要と考えられるデータ項目を項目定義書として定義する。項目定義書は、標準仕様書で規定する機能以外の機能を実装する場合や、その他システム制御、システム運用に必要なデータ項目を対象としておらず、実装のレイアウトを定義するものではない。共通機能で作成する番号等について、標準仕様書で規定する必要があることから、項目定義書で示すものである。そのため、共通機能として項目定義書を規定するものは、以下の機能である。① 申請管理機能② 住登外者宛名番号管理機能③ 団体内統合宛名機能④ 統合収納管理機能⑤ 統合滞納管理機能　共通機能は、３類型に分類されていない機能（本仕様書に規定していない機能）について、任意で実装することを可能としており、項目定義書で規定するデータ項目だけで機能が充足されるものではないものの、独自施策システム等との連携に利用することも想定されることから、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定された基本データリストと同様に、項目定義書のレイアウトで任意のタイミングで出力できる必要がある。(5) 地方公共団体において標準準拠システムと連携する独自施策システム等を一意に特定し、管理するためにIDを付番することとする。当該IDを独自施策システム等IDとし、３桁の半角文字列とする。独自施策システム等IDは庁内データ連携における連携先システムの特定等のために利用する。なお、独自施策システム等と標準準拠システムが「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様における経過措置に基づき連携を行う場合は、当該IDの付番を不要とする。1.7.　地方公共団体における共通機能の所管（略）2.　共通機能の要件の標準について2.1.　申請管理機能2.1.1.　申請管理機能とは　申請管理機能とは、申請者が申請手続等を行うマイナポータルと標準準拠システムの間を連携する機能である。2.1.2.　オンライン申請における各システムの役割　共通機能標準仕様書では、オンライン申請における各システムの役割を以下のように整理する。・形式チェックとは、ぴったりサービスで実施する必須項目の入力チェック等の最低限の形式チェックを指す。・形式審査は、基幹業務システムが保持するデータと突合しない申請データの妥当性の審査を指す。・実質審査とは、基幹業務システムが保持するデータとの突合や審査会等での承認を必要とする手続の審査を指す。　なお、申請管理機能における形式審ℍ査の実施は任意であるほか、基幹業務システムの画面・帳票等で審査に必要な データを参照し、実質審査を実施することも妨げない。 　また、基幹業務システムでの審査結果は、基幹業務システムの画面・帳票等に表示・出力した内容を参照し、申請管理機能に手入力する。基幹業務システムから申請管理機能への審査結果等のデータ連携については、移行支援期間以降の検討事項とする。2.1.3.　現行の申請管理機能を有するシステムの継続利用　令和４年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするため、地方公共団体においてシステム改修等の取組みが進められている。　この取組みとして、総務省が策定した「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和５年１月20日）（以下「申請管理システム標準仕様書（総務省）」という。）により構築された申請管理機能を有するシステム（以下「申請管理システム（総務省仕様準拠）」という。）については、標準化前の基幹業務システムの申請データ取り込みにおいて利用可能であるとともに、標準化後の基幹業務システム（標準準拠システム）においても、2.1.4.に示すインターフェースに従うことで申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能である。　なお、申請管理システム（総務省仕様準拠）を新規に構築する際も同様に2.1.4.に示すインターフェースに従った構築を行うことで、標準準拠システムと連携が可能である。2.1.4.　標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて　標準準拠システムが申請管理機能と連携するにあたっては、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定された方式に対応する必要がある。　ただし、既に構築が進められている申請管理システム（総務省仕様準拠）においては、標準化後の住民記録システムと申請管理機能との間の番号紐付情報の連携方式については、過渡的な対応として申請管理システム標準仕様書（総務省）に規定されたファイル連携を認める。　また、標準準拠システムとの申請データの連携方式についても、同様に過渡的な対応として申請管理システム標準仕様書（総務省）に規定された連携方式（画面からの転記（以下「方式1」という。）、RPA等簡易ツール利用（以下「方式2」という。）、入力画面に取込機能実装（以下「方式3」という。）及び一括取込機能の実装（以下「方式4」という。））により行うことを認める。　また、都道府県において申請管理機能を実装する場合は、住民記録システムからの番号紐付情報の連携が想定されないことから、宛名番号変換機能は使用せず、申請管理機能へ宛名番号を入力すること等で対応することとする。2.1.5.　申請管理に求められる機能　申請管理機能の具体的な機能要件は「別紙1\_機能要件」のとおりである。2.1.6.　標準準拠システム以外のシステムとの関係　標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）が申請管理機能を利用することは妨げない。独自施策システム等が標準準拠システムとデータ連携する場合は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこと。2.1.7.　将来的なガバメントクラウド申請管理機能の提供　デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）においては、「品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す」にあたり、情報連携の基盤となる公共サービスメッシュについては、「②手続時の入力を最小限化するためにあらかじめ申請内容をプレ表示したり、関連する手続などを推奨したりするプッシュ機能等を備えたプッシュ型サービスを実現するため、地方公共団体が保有する住民情報を当該住民向けプッシュ型サービスなどに活用する仕組み（略）等を包括的に実現し、利便性の高いデジタルサービス実現を更に推進」することとしている。　具体的には「手続時の入力を最小限にするためにあらかじめ申請内容をプレ表示する機能や、関連する手続などを推奨するプッシュ機能などの利用者目線のサービスをスマートフォンでも実現できるよう、ガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備」し、「地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を見据えて、基幹業務システムとフロントサービスを提供する各機能とが、疎結合な形でAPI連携できるようにすることにより、円滑なデータ連携を可能とし、ユーザーニーズや技術動向の変化にも柔軟に対応できるようにする」こととしている。　そのため、デジタル庁において「令和４年度（2022年度）にガバメントクラウドで稼働するコンポーネントとしてプロトタイプ構築に着手し、令和５年度（2023年度）以降、地方公共団体の任意に応じて先行的に実証・活用できるように検討を進める」ものであり、マイナポータル等と標準準拠システムをつなぐための機能である申請管理機能についても、当面は令和７年をターゲットに、ガバメントクラウドにおいて標準準拠システムが利用できる申請管理機能（「ガバメントクラウド申請管理機能」という。）として、基本的な機能から、希望する地方公共団体が利用することが可能になるよう検討を進める。　基幹業務等の標準準拠システムは、「データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる」ものであり、標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースは本仕様に定めたものを踏まえる予定である。　標準準拠システムにおいては本仕様2.1.4.に定めるインターフェースを備えることで、標準準拠システムは追加の対応を原則行わずに、申請管理システム（総務省仕様準拠）及びガバメントクラウド申請管理機能のいずれを利用することも可能となる。2.2.　庁内データ連携機能2.2.1.　庁内データ連携機能とは（略）2.2.2.　庁内データ連携機能の位置づけ　標準準拠システム間の各データ連携は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」において、「RESTによる公開用API連携」「ファイル連携」の２つの方式が規定されている。　その実現方法については、次のとおりとする。① RESTによる公開用API連携　提供側業務システムは、RESTによるAPIを利用側業務システムへ公開する（PULL型データ提供機能）。　このとき、提供側業務システムが、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた「文字要件」に規定された文字で提供すること。　利用側業務システムはRESTによる公開用APIを呼び出すことで、標準準拠システム間のデータ連携を実現する。② ファイル連携　オブジェクトストレージを利用しCSVファイル（区切り文字である「,」カンマで区切ったデータ形式のこと。）による連携を行う。　提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用して、オブジェクトストレージ上の所定の格納先にCSVファイルを格納する。　このとき、提供側業務システムが、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた「文字要件」に規定された文字で提供すること。　利用側業務システムは所定の格納先フォルダ からオブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、データ通信の暗号化を行った上で、CSVファイルを取り込むことで、標準準拠システム間のデータ連携を実現する。　ただし、既存システムとの連携等、オブジェクトストレージを利用したファイル連携が困難な場合において、ファイルサーバを構築し、データ連携を行うことを許容する。この場合、提供側業務システムは、SFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、ファイルサーバ上の所定の格納先にCSVファイルを格納し、利用側業務システムは所定の格納先からSFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、CSVファイルを取り込むこととする。当該連携方法を選択する場合は、事業者間において調整すること。　オブジェクトストレージやファイルサーバ等、ファイル連携に関する詳細仕様は「別紙8\_ファイル連携に関する詳細技術仕様書」のとおりである。　オンプレミス環境同士の連携については、オブジェクトストレージを利用することは不要とする。2.2.3.　庁内データ連携機能に求められる機能（略）2.2.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係　標準準拠システムが標準準拠システム以外のシステムとデータを連携させる場合も「RESTによる公開用API連携」及び「ファイル連携」の２つの方式に従うものとする。　独自施策システム等が標準準拠システムとデータ連携する場合は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこと。2.2.5.　RESTによる公開用API連携における認証認可について　RESTによる公開用API連携において、APIを利用する基幹業務システムの認証認可を行う必要があることから、認証認可の方式について、以下のとおり規定する。(1) 全般① 認証方式client\_secret\_jwtによるJWTを用いた認証方式とする。client Credentials Grantで取得したOAuth2.0アクセストークンはBearerタイプとする。なお、今後、国で統一ID基盤の整備が検討されていることから、暫定措置として、以下の認証方式の実装も可能とする。OAuth2.0アクセストークン：Bearerタイプ認証方式：client\_secret\_basicAPI Keyについては、ガバメントクラウドでは原則認めない。認可サーバの設置が難しいオンプレミス環境等においては当面認めるが、あくまで時限的な措置とする。② 認証単位業務IDもしくは独自施策システム等ID単位での認証とする。なお、システム利用者ごとにAPIの利用可否を認可するものではない。③ データ形式データ形式はJSON形式とする。④ 通信プロトコル通信プロトコルはHTTP1.1以上とする。⑤ 通信のセキュリティ通信のセキュリティはTLS1.2(Transport Layer Security1.2)以上とする。(2) 認証認可サーバ① トークン発行方式トークン発行方式は、Client Credentials Grantとする。なお、アクセストークンのみの発行とし、リフレッシュトークンの発行は許容しない3。② アクセストークンの情報取得方法提供側業務システムは、認証認可サーバのイントロスペクションAPIを用いて4アクセストークンの情報を取得すること。③ アクセストークンのライフサイクル（有効期限）アクセストークンは十分に短いライフサイクル（有効期限）を設定すること。④ アクセストークンのスコープアクセストークンのスコープは、アクセストークンに割り当てられた権限の範囲を表す文字列であり、アクセストークンを送信することで提供側業務システムへのアクセスが認可されることになるが、スコープは下記のフォーマットで定義すること。${提供側業務システムの 業務システムID}:${リソース名}:${操作名}なお、スコープのフォーマットに用いる文字列は、下記に示す対応に基づいて決定すること。・提供側業務システムの業務システムID：「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」の業務ID・リソース名：「共通機能標準仕様書 別紙 API仕様書」のAPIコール名・操作名：「共通機能標準仕様書 別紙 API仕様書」の操作種類スコープの例を下記に示す。・別紙7-1\_住登外者宛名基本情報照会API仕様書【第2.0版】におけるフォーマット文字列：「031:app\_submit/v10/jutogaishaatenakihonjohosyokai:Read」・別紙7-2\_住登外者宛名番号付番API仕様書【第2.0版】におけるフォーマット文字列：「031:app\_submit/v10/jutogaishaatenabangofuban:Create」　また、利用側業務システムが複数の提供側業務システムにアクセスする場合には、提供側業務システムごとにアクセストークンを発行する。アクセストークンの権限を最小に留めるため、複数の提供側業務システムへアクセス可能なアクセストークンの発行は行わないこと。(3) クライアント認証方式① クライアントタイプクライアントタイプはConfidential Clientとする。② 署名アルゴリズム採用する認証方式：client\_secret\_jwtの標準規格に従い、対称鍵であるHS256（ハッシュ関数としてSHA-256を用いたHMAC）とする。③ クライアントID クライアントを一意に識別するためのIDであり、「0-9」「A-Z」「a-z」の文字で構成される32文字の文字列とする。④ クライアントシークレットクライアントを認証する際に利用し、クライアントIDの所有者であることを確認するもので、32文字以上の文字列とする。⑤ クライアントID管理の単位利用側業務システムの単位でクライアントIDを発行するものとする。(4) 利用側業務システム① Bearerトークンの送信方法Bearerトークンの送信方法はAuthorization Request Header Fieldとし、Authorizationヘッダに取得したアクセストークンを設定する。なお、利用側業務システムは一度のリクエストにおいて、複数の送信方法を同時に用いてはならない。2.2.6.　並行稼働について　標準仕様書の改定におけるデータ連携の切り替えにあたっては、改定された版数に基づく基準省令等の施行後、経過措置として旧版数の利用が可能となる期間を同省令で規定することが考えられ、その場合は規定に従うこと。2.3.　住登外者宛名番号管理機能2.3.1.　住登外者宛名番号管理機能とは　住登外者宛名番号管理機能とは、住登外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための機能である。　住民については、住民に対して住民記録システムが住民宛名番号を付番し、その他の標準準拠システムに連携されるため、当該住民宛名番号を利用することで地方公共団体内で住民を一意に特定され、住民に必要な情報の連携を円滑に行うことができる。　一方、住登外者については、その情報は、それぞれの標準準拠システムで宛名管理をしていることが通常であり、住登外者を地方公共団体内で一意に特定できず、必要な情報の連携時に支障が生じる可能性がある。　そこで、第１に、地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番することにより、各部局における宛名管理作業の手間等を削減し、業務効率化を図るものである。　このことは、個人番号利用事務以外のシステム及び個人番号利用事務であるが個人番号を全て把握していない事務のシステムにおいても、住登外者の宛名番号を管理できるように、団体内統合宛名機能とは別に住登外者宛名番号管理機能を設けるものである。　第２に、庁内で利用する住登外者の宛名番号を付番・管理する住登外者宛名番号管理機能を標準化することで、住登外者宛名番号付番における各製品固有の仕様を排除し、システム構築時、リプレイス時における各標準準拠システムにおける製品選択を柔軟に行うことを可能とする。　第３に、住登外者宛名番号を付番することにより、住登外者においてもワンスオンリーを実現（住登外者が申請や届出を提出する際、基本４情報により庁内の情報を検索し、住登外者宛名番号を取得することで、再度の情報提供を不要にすること等）することを、地方公共団体の判断により可能とするものである。　本機能において、個人番号は自業務で利用する範囲において取り扱うものとする。したがって、住登外者を登録する場合等、個人番号を利用せず基本４情報で同一人の突合を行うこととなり、個人番号を利用して突合をする場合と比較すし、突合精度が低下することが想定される。このことを踏まえ、住登外者宛名番号管理機能を個別の基幹業務システムに実装することも妨げない。このとき、基幹業務システムと住登外者宛名番号管理機能の連携は、機能を提供する事業者の責任において対応することとし、必ずしもデータ連携機能の要件に定めるとおりにデータ連携機能を実装する必要はない。　個別に実装する場合においても、宛名番号を用いて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携することが想定されるため、基幹業務システム間において、別人に同一の住登外者宛名番号を付番しないことを原則とするが、住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。また、住登外者の情報として住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）から取得した情報を登録することも想定されるが、住基ネットから取得した情報を他の事務で使用することは、目的外利用と考えられることから、他業務参照不可フラグを設定して、閲覧を制御する必要がある。　本仕様書における住登外者宛名番号と団体内統合宛名番号の役割は、それぞれ以下のとおりである。・住登外者宛名番号：個人番号利用事務以外の事務、または個人番号利用事務であっても個人番号を取得していない住登外者の宛名番号を統一する目的で利用する。・団体内統合宛名番号：市区町村内で個人を一意に特定できる番号として、個人番号と1:1になることを想定し、主に情報提供ネットワークシステムによる連携のために利用する。　なお、都道府県においては、本機能を実装することは想定していない。2.3.2.　住登外者宛名番号管理の業務フロー　住登外者宛名番号管理に関する業務フローを以下に示す。(1) 住登外者への住登外者宛名番号の付番・管理① 届出書等提出　住登外者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が住民、もしくは元住民ではないことを確認し、標準準拠システム（住登外者の管理が必要な標準準拠システムをいう。以下同じ。）に、住登外者の基本４情報（氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。）を入力する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力した住登外者（以下「対象住登外者」という。）の基本４情報を住登外者宛名番号管理機能に送信して、住登外者宛名番号管理DB（当該団体の住登外者宛名番号管理に関するデータベースをいう。以下同じ。）から当該対象住登外者に該当すると判定される宛名基本情報の照会を依頼する。この際、標準準拠システムは基本４情報の完全一致や部分一致などの条件を抽出条件に設定することが出来る。⑤ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑥ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴も含めて検索すること。⑦ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑥の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、当該基本４情報及び当該基本４情報に対応する住登外者宛名番号（以下「候補者宛名基本情報」という。）を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑧ 住登外者登録　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。なお、候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報を標準準拠システムに登録、又は更新するか否かは任意とする。⑨ 住登外者宛名番号付番依頼　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当しないと判断した場合には、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番APIを利用し、当該対象住登外者に対する住登外者宛名番号の付番を依頼する。⑩ 宛名基本情報送信　標準準拠システムは、⑧で登録した住登外者宛名番号を通知するために住登外者宛名番号管理機能へ、当該対象住登外者の宛名基本情報を送信する。その後の処理は「（2）住登外者の基本４情報変更」の業務フローの⑥「住登外者宛名基本情報受信」以降の処理で対応する。⑪ 住登外者宛名番号付番依頼受信（機能ID 0310004）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の基本４情報及び住登外者宛名番号付番依頼を受信する。⑫ 住登外者宛名番号付番（機能ID 0310001）　住登外者宛名番号管理機能は、⑪で住登外者宛名番号付番依頼を受信した場合、対象住登外者の基本４情報を用いて、対象住登外者に対し住登外者宛名番号を付番する。　住登外者宛名番号の付番は、住民記録システム標準仕様書に規定されている住民宛名番号の付番方法と同様の方式とするが、住民に対して付番する住民宛名番号と重複しないよう措置を講じなければならない。⑬ 住登外者宛名番号送信（機能ID 0310024）　住登外者宛名番号管理機能は、⑫の付番後、対象住登外者の住登外者宛名番号を標準準拠システムに送信する。⑭ 住登外者登録　標準準拠システムは、受信した対象住登外者の住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。(2) 住登外者の基本４情報変更① 届出書等提出　住登外者は、基本４情報の変更に係る届出書等（住所変更届出等）を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 変更する基本４情報の入力　地方公共団体は、届出書等を確認し、住登外者の基本４情報のうち、変更する情報を入力する。④ 住登外者基本４情報変更　標準準拠システムは、住登外者の基本４情報を、③により入力された情報に変更する。⑤ 変更後宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、変更後の住登外者宛名基本情報を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、変更後の住登外者宛名基本情報を受信する。⑦ 住登外者基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した変更後の住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑧ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、⑦の検索により、当該住登外者宛名番号に対応する住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DB上で特定し、当該住登外者宛名基本情報を、変更後の住登外者宛名基本情報に更新する。⑨ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(3) 住民が住登外者になった場合の住民宛名番号の引継① 届出書等提出　住登外者は、住登外者の登録が必要な届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が元住民であったことを確認する。転出先住所等を含めた住登外者の基本４情報を住民記録システムから連携された転出情報により確認し、入力する。④ 住登外者登録　標準準拠システムは、入力された情報とともに、当該住登外者が住民として登録されていた際に利用していた住民宛名番号を引き継ぎ、「住登外者宛名番号」とみなして登録する。⑤ 住登外者宛名番号送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ住登外者宛名基本情報を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（住民宛名番号引継ぎ）（機能ID 0310023）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBに新規に登録する。⑧ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(4) 住登外者が住民になった場合の処理① 宛名連携　住民記録システムは、標準準拠システムに住民記録データを連携する。② 住民記録データ登録　標準準拠システムは住民記録データを受信し、登録する。③ 住登外者の情報の名寄せ　地方公共団体は、当該住民が住登外者から住登者となったことを契機に、当該住民を住登外者としての管理から住登者としての管理とするために、標準準拠システム内において、当該住民の情報の名寄せを行う。④ 住登外者情報更新　標準準拠システムは、入力された情報をもとに、標準準拠システムの仕様に従って業務DBの更新を行う。⑤ 住登外者削除情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ住登外者として管理対象外となった住登外者宛名基本情報の削除要求を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報及び削除情報を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBから削除する。⑧ 宛名基本情報更新履歴管理（機能ID 0310022）　住登外者宛名番号管理機能は、住登外者宛名基本情報の更新履歴を保存する。(5) 標準準拠システムが名寄せを行った場合の更新① 住登外者重複登録の気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、宛名基本情報の更新を伴う手続などの際、同一の標準準拠システムのDBにおいて、宛名基本情報照会を行うことに伴って、宛名の重複登録（同一人物に対して、異なる住登外者宛名番号を付番することをいう。以下同じ。）したことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑥ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ（同一人物に対して複数住登外者宛名情報が存在する場合、主となる住登外者宛名情報にその他の住登外者宛名情報を紐付けることをいう。以下同じ。）する。　なお、名寄せは宛名情報を紐付ける処理であり、宛名番号を振り替えることは想定していない。⑨ 宛名基本情報の仕分け　名寄せの結果、名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）を仕分けする。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、名寄せ元宛名基本情報及び名寄せを行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せを行った旨を受信する。⑫ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ先住登外者宛名基本情報及び名寄せ元住登外者宛名基本情報のそれぞれの住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ元住登外者宛名基本情報と、名寄せ先住登外者宛名基本情報を紐付け、住登外者宛名番号管理DBを更新する。⑭ 名寄せ履歴管理（機能ID 0310009）　住登外者宛名番号管理機能は、更新した住登外者宛名基本情報や名寄せの履歴を保存する。(6) 標準準拠システムが名寄せ解除を行った場合の更新① 誤った名寄せの気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、同一の標準準拠システムのDBにおいて、誤って名寄せをしたことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 住登外者宛名基本情報照会依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報照会APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 住登外者宛名基本情報照会依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑥ 住登外者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、他の職員が異動処理を行っている間は、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報が対象住登外者の基本４情報に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ解除　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ解除する。⑨ 宛名基本情報の更新　標準準拠システムは、名寄せ解除の結果を名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）に反映する。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能へ、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を受信する。⑫ 住登外者宛名基本情報検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。なお、住登外者宛名番号管理DBにおいては、住所情報や氏名等の履歴情報も含めて検索可能とすること。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報と、解除前の名寄せ先住登外者宛名基本情報の紐付けを解除し、住登外者宛名番号管理DBを更新する。2.3.3.　住登外者宛名番号管理に求められる機能（略）2.3.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係（略）2.3.5.　住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方　本機能を業務横断的に構築する場合において、住登外者宛名番号管理機能を利用するシステムが、既存システムから住登外者宛名番号管理機能に係る既存データ（住登外者宛名番号等）を移行することは必須であり、移行する際の考え方を以下に示す。① 本機能で規定する住登外者宛名番号の付番ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。② 本機能では、住登外者宛名番号を他の住登外者宛名番号または住民宛名番号と重複して管理することを想定していないため、移行する既存システムの住登外者宛名番号が、すでに本機能で利用されている場合、移行しようとする既存システム間で住登外者宛名番号の重複が発生している場合、住民記録システムの住民宛名番号との重複が発生している場合は、重複を排除したうえで、本機能に移行する必要がある。　ただし、自治体の判断等にて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。③ 住登外者宛名番号の新規付番時に、移行済みの既存データと重複した住登外者宛名番号の付番を回避する必要がある。④ 既存システムが本機能の利用を開始する際、複数の既存システムで管理されている住登外者宛名については、既存データを名寄せした上でデータを移行することが望ましいが、作業工数や難易度を考慮し、既存データの名寄せを必須とはしない。2.4.　団体内統合宛名機能2.4.1.　団体内統合宛名機能とは　団体内統合宛名機能とは、住民記録システムその他の標準準拠システムと連携し、住民・住登外者を一意に特定する団体内統合宛名番号を付番するとともに、団体内統合宛名番号に係る副本情報等を標準準拠システムから受信し、中間サーバーに送信する機能である。　団体内統合宛名機能を標準化することにより、団体内統合宛名機能における各製品固有の仕様を排除し、システム構築時、リプレイス時における各標準準拠システムにおける製品選択を柔軟に行うことを可能とするとともに、将来的に、中間サーバーのインターフェイス変更等に対して、改修効率等の向上が見込める。　なお、本仕様は、中間サーバー接続端末から接続する運用を妨げるものではない。2.4.2.　団体内統合宛名機能の位置付け　団体内統合宛名機能は、(1)団体内統合宛名番号の付番・管理機能（図上Ⓐ）及び(2)中間サーバー連携に係る機能（図上Ⓑ）で構成される。　「(2)中間サーバー連携に係る機能」における仕様の考え方を次のとおり示す。　標準準拠システムが「「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」外部インターフェイス仕様書」及び「【別冊】外部インターフェイス仕様書（情報提供等記録開示システム連携）」（以下、「外部インターフェイス仕様書等」という。）に規定されているインターフェイスを利用して中間サーバーと連携する際は、団体内統合宛名機能を経由し、利用する。　ただし、標準準拠システムは団体内統合宛名番号を持たないことから、標準準拠システムが団体内統合宛名機能へ連携する際、外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイス項目の内、団体内統合宛名番号が格納される項目には、宛名番号（住民宛名番号及び住登外宛名番号をいう。以下同じ。）を格納することとする。団体内統合宛名機能は、標準準拠システムが格納した宛名番号を団体内統合宛名番号に変換し、もしくは中間サーバーから受信した団体内統合宛名番号を宛名番号に変換し、標準準拠システムと中間サーバーの連携を媒介する。なお、処理結果メッセージ等に含まれる団体内統合宛名番号の宛名番号へ変換は任意とする。　また、団体内統合宛名機能で所持する基本４情報を中間サーバーへ連携する際は、外部インターフェイス仕様書等で定められた形式に編集すること。　以降、団体内統合宛名機能に実装される各システムとのインターフェイスを示す。これらのインターフェイスは中間サーバーの外部インターフェイスを準用したものであり、団体内統合宛名番号が格納される項目については宛名番号を格納する形式とする。　団体内統合宛名機能における標準準拠システムとのインターフェイス、住民記録システム等とのインターフェイス、中間サーバーとのインターフェイスのいずれについても、各地方公共団体において必要となるインターフェイスを実装することとし、実装にあたっては、最新の外部インターフェイス仕様書等を参照のこと。　なお、個人番号の送受信及び閲覧は、番号利用事務に限られる。　なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合においては、標準準拠システムは団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。① 標準準拠システムとの外部インターフェイス一覧② 住基システム等との外部インターフェイス一覧　なお、都道府県においては、符号取得依頼情報を都道府県サーバーに通知する必要があるが、都道府県において住民記録システムがないことを踏まえ、団体内統合宛名機能に都道府県サーバーへ通知するための機能を任意機能として実装すること等で対応する。　団体内統合宛名機能からの返却値は、団体内統合宛名番号と宛名番号の変換を除き、全て中間サーバーのレスポンスをそのまま返却するものとしている。上記インターフェイスにおいて、宛名番号に係るエラー（誤った宛名番号が設定されている等）が発生した場合には、正常に団体内統合宛名番号に変換できたレコードのみを中間サーバーに連携し、宛名番号に係るエラーがあったレコードは団体内統合宛名機能のエラーリストで管理すること。2.4.3.　団体内統合宛名業務の業務フロー(1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能① 届出書等提出　住民又は住登外者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続　宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続を行う。④ 団体内統合宛名番号付番依頼　対象標準準拠システムは、当該住民又は住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報（個人番号、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）及び基本４情報をいう。以下同じ。）を送信し、団体内統合宛名番号付番を依頼する。⑤ 団体内統合宛名番号付番依頼受信（機能ID 0320001）　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名付番依頼情報及び団体内統合宛名番号付番依頼を受信する。⑥ 団体内統合宛名基本情報検索（機能ID 0320004）　団体内統合宛名機能は、受信した団体内統合宛名付番依頼情報について、団体内統合宛名DB（当該団体の団体内統合宛名に関するデータベースをいう。以下同じ。）を検索する。⑦ 団体内統合宛名番号付番（機能ID 0320002）　団体内統合宛名機能は、⑥の検索の結果、当該団体内統合宛名付番依頼情報の個人番号と合致する個人番号が存在しない場合、団体内統合宛名番号を付番1し、団体内統合宛名DBに団体内統合宛名基本情報（団体内統合宛名番号及び団体内統合宛名番号付番依頼情報をいう。以下同じ。）を保存する。この時、宛名番号と業務IDまたは独自施策システムIDに紐づく団体内統合宛名基本情報に統合宛名フラグを設定する。　付番する団体内統合宛名番号は、一意の番号にしなければならない。⑧ 中間サーバー連携（機能ID 0320008）　団体内統合宛名機能は、中間サーバーに対し、団体内統合宛名番号を通知する。⑨ 団体内統合宛名番号受信　中間サーバーは、受信した団体内統合宛名番号を保存する。（以下、機関別符号の取得の流れは省略）(2) 団体内統合宛名の更新・削除機能① 届出書等提出　住民又は住登外者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 団体内統合宛名更新/削除手続　地方公共団体は、受理した届出書等から団体内統合宛名の更新及び削除手続を行う。④ 団体内統合宛名基本情報送信　対象標準準拠システムは団体内統合宛名基本情報の更新及び削除情報を送信する。⑤ 団体内統合宛名基本情報更新依頼受信機能（機能 ID 0320021）　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名基本情報の更新依頼を受信する。⑥ 団体内統合宛名基本情報管理機能（機能 ID 0320003）　団体内統合宛名機能は、受信した団体内統合宛名基本情報更新依頼情報に基づいて、団体内統合宛名DBを更新する。その際、住民記録システムからの更新依頼時は、常に統合宛名フラグを当該団体内統合宛名基本情報に設定するが、住民記録システム以外の基幹業務システムからの更新依頼時には、当該団体内統合宛名の住民状態が「住登者」以外の場合に限り、当該宛名情報に統合宛名フラグを設定する。⑦ 中間サーバー連携機能（機能 ID 0320008）　団体内統合宛名機能は、⑥の結果、団体内統合宛名を削除する場合のみ、団体内統合宛名番号を中間サーバーに送信する。⑧ 団体内統合宛名番号付番済情報受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から削除対象の団体内統合宛名番号を受信する。(3) 中間サーバー連携機能（副本登録）　外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイスは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、副本情報登録等の例をサンプルとして記載する。① 届出書等提出　申請者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 届出等に伴う正本の登録・更新　地方公共団体は、届出書の受理等に伴い、正本の登録・更新を行う。④ 正本登録・更新　標準準拠システムは、正本の登録・更新を行う。⑤ 副本情報登録　標準準拠システムは、③により登録・更新された正本に対する副本情報の登録を行う。⑥ 副本情報送信　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、宛名番号及び副本情報を送信する。⑦ 副本情報受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、宛名番号及び副本情報を受信する。⑧ 副本情報送信　団体内統合宛名機能は、宛名番号を対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報を中間サーバーに送信する。⑨ 副本情報登録　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、団体内統合宛名番号及び副本情報を受信し、登録する。⑩ 団体内統合宛名情報要求　中間サーバーは、副本情報の連携において団体内統合宛名情報を中間サーバー端末に表示させる必要がある場合、団体内統合宛名機能に、団体内統合宛名情報を要求する。⑪ 団体内統合宛名情報提供　団体内統合宛名機能は、中間サーバーから団体内統合宛名情報要求を受信し、要求された団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本４情報を団体内統合宛名DBから取得し、中間サーバーに提供する。⑫ 団体内統合宛名情報受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、個人番号及び基本４情報を受信する。(4) 中間サーバー連携機能（情報照会）　外部インターフェイス仕様書等に規定されているインターフェイスは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、情報照会の例をサンプルとして記載する。① 情報照会実施　地方公共団体は、事務に必要な情報照会を行う。② 情報照会依頼　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会依頼（宛名番号及び照会する情報の種類の情報をいう。以下同じ）を送信する。③ 情報照会依頼受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会依頼を受信する。④ 情報照会依頼送信　団体内統合宛名機能は、情報照会依頼のうち宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、中間サーバーに対し、情報照会依頼を送信する。⑤ 情報照会依頼受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、情報照会依頼を受信する。⑥ 情報照会依頼送信　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムに対し、情報照会依頼を送信する。⑦ 情報照会依頼受信　情報提供ネットワークシステムは、中間サーバーから、情報照会依頼を受信し、情報提供者の中間サーバーに情報照会通知を行う。⑧ 情報照会結果送信　情報提供ネットワークシステムは、情報照会結果を中間サーバーに送信する。⑨ 情報照会結果受信　中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムから、情報照会結果を受信し、登録する。⑩ 情報照会結果取得要求　地方公共団体は、必要なタイミングにおいて標準準拠システムに対し、情報照会結果の取得要求を行う。⑪ 情報照会結果取得要求　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑫ 情報照会結果取得要求受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会結果取得要求を受信する。⑬ 情報照会結果取得要求送信　団体内統合宛名機能は、中間サーバーに対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑭ 情報照会結果取得要求受信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果取得要求を受信する。⑮ 情報照会結果送信　中間サーバーは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果を送信する。⑯ 情報照会結果受信　団体内統合宛名機能は、中間サーバーから、情報照会結果を受信する。⑰ 情報照会結果送信　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名番号を対応する宛名番号に変換し、標準準拠システムに対し、情報照会結果を送信する。⑱ 情報照会結果取得　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果を取得し、表示する。⑲ 情報照会結果確認　地方公共団体は、情報照会結果を確認する。2.4.4.　団体内統合宛名機能に求められる機能（略）2.4.5.　標準準拠システム以外のシステムとの関係　標準準拠システム以外のシステムが団体内統合宛名機能を利用する際は、団体内統合宛名機能のインターフェイスにアクセスすることで利用可能とする。　ただし、利用には、地方公共団体内で一意となる宛名番号（住民記録システムで管理されている住民宛名番号、住登外者宛名番号管理機能で管理されている住登外者宛名番号等）が必要となる。都道府県においては、都道府県独自の宛名番号の管理システム等で管理されている宛名番号を利用することとする。2.4.6.　団体内統合宛名機能に係る既存データの考え方（略）2.5.　EUC機能2.5.1.　EUC機能とは（略）2.5.2.　EUC機能の位置づけ　EUC機能を提供する場合には、共通機能として各業務横断的に利用できる形で機能提供されることを原則とするが、一又は複数の標準準拠システムを一体のパッケージとして提供する形態の製品の一部としてEUC機能を利用することも妨げない。　EUC機能で利用するデータソースは、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の基本データリストに記載のあるデータ項目が参照できることを原則とする。基本データリストは、全件で連携することの負荷を考慮し、差分での連携を可とする。なお、一又は複数の標準準拠システムと一体のパッケージとしてEUC機能を提供する場合については、基本データリストを利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。標準準拠システムの同一のデータソースを利用する場合においては、大量のデータ抽出等によって業務に影響しないよう留意すること。　各データ項目については、基本データリストにおける「データ項目名称」として参照できることとし、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「コード」の仕様については、基本データリストの記載内容（各データ項目の仕様）に従う。また、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従うこと。　なお、EUC機能のデータセットの更新の頻度は、本仕様書においては規定しない。　また、本仕様書で規定するEUC機能以外に、標準準拠システムで個別の機能要件がある場合には、基幹業務システムの標準仕様書に追記することで、共通機能としてのEUC機能に追加して実装することが可能である。（本仕様書で規定するEUC機能を削除してはならない。）2.5.3.　EUC機能に求められる機能（略）2.5.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係　業務横断的に構築されるEUC機能で取り扱う対象は、基本データリストの項目を想定していることから、標準準拠システム以外のシステムを取り扱うことは利用することは想定していない。2.6.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能2.6.1.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能とは　統合収納管理機能とは、標準化対象システムにおける各賦課業務（税務、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）のうち２業務以上と連携し、共通的な収納管理システムを利用して、各収納業務を行う機能である。　統合滞納管理機能とは、各賦課業務のうち２業務以上と連携し、共通的な滞納管理システムを利用して、滞納業務を行う機能である。　統合収納管理機能及び統合滞納管理機能（以下、「統合収滞納管理機能」という。）を標準化することにより、各賦課業務にてマルチベンダを採用しない自治体の機能要件の統一化、事業者の開発費用の削減、また、データ移行における移行期間削減や事業者間調整の緩和が見込まれる。2.6.2.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能の位置づけ　統合収滞納管理機能は、共通機能の標準として、各賦課業務の収納管理機能及び滞納管理機能（以下「個別収滞納管理機能」という。）の実装必須機能と実装不可機能を集約したものを機能要件として定める。そのため、共通機能として統合収滞納管理機能を実装する場合には、個別収滞納管理機能を実装せず、当該統合収滞納管理機能をもって個別収滞納管理機能とみなすことができる。　また、標準化対象システムのうち賦課業務をもたない業務が統合収滞納管理機能に接続し、当該システムの収納情報または滞納情報を管理することも妨げない。2.6.3.　統合収納管理機能・統合滞納管理機能に求められる機能　統合収滞納管理機能の具体的な機能要件は「別紙1\_機能要件」のとおりである。　統合収滞納管理機能における帳票要件は、各賦課業務横断的に利用される住民向けの帳票・様式について、統一的な帳票・様式を採用する場合の基準を規定する。帳票・様式の基準は、各賦課業務の帳票要件より選定する。なお、統一的な帳票・様式及び各賦課業務固有の帳票の出力については、各賦課業務の帳票要件に準じ、「別紙1\_機能要件」に規定する。2.6.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係　標準準拠システム以外のシステムが、統合収滞納管理機能に接続し、当該システムの収納情報または滞納情報を管理することも妨げない。3.　共通機能の標準の運用について3.1.　維持運用について（略） | 1.　共通機能標準仕様書について1.1.　標準化法における位置づけ（略）1.2.　標準仕様書の対象範囲の考え方　標準準拠システム（標準化基準（標準化法第６条第１項及び第７条第１項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システムをいう。以下同じ。）における共通機能には、大きく次の３つの機能群に分類できる。(1) システム共通機能群：標準準拠システムに必要な機能のうち、複数の標準準拠システムに共通する機能要件を実現するための機能群をいう。(2) 統合運用管理機能群：標準準拠システムに必要な機能のうち、運用監視、ジョブ管理、バックアップ・リカバリ、データ暗号化、アンチウイルス、自動デプロイ、コスト最適化支援等の非機能要件を実現するための機能群をいう。(3) インフラ機能群：標準準拠システムに必要な機能のうち、コンピュート、ストレージ、データベース等のインフラ要件を実現するための機能群をいう。　(1)システム共通機能群のうち、基幹業務システムと疎結合で提供することが可能と考えられる機能は、基幹業務システムを提供する事業者とは異なる事業者が提供する可能性があることから、本仕様書の対象とした。それ以外の機能については、業務との結びつきや標準化の実現性等を考慮し、基幹業務システムを提供する事業者と同じ事業者が提供した方が効率的であると考えられることから、本仕様書の対象外とする。　また、(2)統合運用管理機能群や(3)インフラ機能群については、ガバメントクラウドのマネージドサービス等を活用することが考えられることから、本仕様書の対象外とする。　本仕様書の対象外とした機能については、本仕様書の対象となった共通機能や各標準準拠システムと疎結合の形で実装することや、本仕様書の対象とされた共通機能と疎結合の形で構築することが可能である。　なお、本仕様書が対象とする共通機能は、国が提供するのではなく、事業者が本仕様書に従って構築し、地方公共団体がそれを利用する形を想定している。1.3.　標準仕様書の具体的な対象範囲　本仕様書が対象とする具体的な対象範囲は、次に掲げる機能とする。(1) 申請管理機能（申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行うマイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能）① 標準準拠システムとの連携方法② マイナポータル等の電子申請システムとの連携方法(2) 庁内データ連携機能（標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能）① RESTによる公開用API方式② ファイル連携方式(3) 住登外者宛名番号管理機能（庁内で管理する住登外者（住民記録システムには記録されていないが、住民記録システム以外の標準準拠システムに基づく事務処理に当たって記録しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を管理する機能）① 標準準拠システム間の連携に用いる住登外者宛名番号② 標準準拠システムにおいて住登外者宛名番号を割り当てるために連携する情報及び連携方法(4) 団体内統合宛名機能（団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバと連携する機能）① 中間サーバとの連携に用いる団体内統合宛名番号② 中間サーバと標準準拠システムとの連携方法(5) EUC機能（職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能）① EUCにおけるデータソース（新設）1.4.　標準準拠システムと本仕様書が対象とする共通機能の関係性　本仕様書が対象とする共通機能は、標準準拠システムに必要な機能のうち、複数の標準準拠システムに共通する機能要件を規定したものであり、標準準拠システムと疎結合の形で別システムとして機能配置することを想定するものである。　ただし、庁内データ連携（RESTによる公開用API方式）については、本仕様書で規定した内容に従い、各標準準拠システムが機能配置することを想定した機能である。　また、本仕様書が対象とする共通機能を、一又は複数の標準準拠システムと一体のパッケージとして提供する場合については、機能配置等の実装方式は本仕様書に適合する必要はなく、パッケージベンダの責任において提供することとしてもよい。　ただし、一体のパッケージとして提供されていない他ベンダの標準準拠システムと連携する場合等の共通機能については、本仕様書に適合する必要がある。1.5.　標準準拠システム以外のシステムと本仕様書が対象とする共通機能の関係性（略）1.6.　標準化基準の作成方針　共通機能の標準仕様書の作成方針は、次のとおりとする。(1) 標準準拠システムにおける、本仕様書が対象とする共通機能のインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、本仕様書が対象とする共通機能と標準準拠システムとのインターフェースについて標準仕様を作成する。(2) 本仕様書が対象とする共通機能におけるマイナポータルや中間サーバ等の外部システムとのインターフェースについては、外部システムのインターフェース仕様に従う。(3) 本仕様書が対象とする共通機能については、最低限の機能について標準仕様を作成することとし、本仕様書が対象とする共通機能に新たに機能を追加することや、本仕様書が対象とする共通機能と疎結合の形で新たに機能を作ることを妨げない。　共通機能は、標準準拠システム以外のシステムが利用することが想定され、柔軟性が必要であることから、(3)のとおりの方針としている。　したがって、本仕様書においては、標準化法第６条第１項に基づく標準化基準を作成するための基幹業務システムの標準仕様書とは異なり、「標準オプション機能」を設定せず、機能を【類型１：実装必須機能】【類型２：実装不可機能】の２類型に分類することとし、２類型に分類されていない機能（本仕様書に規定していない機能）について、任意で実装することを可能とする。　ただし、基幹業務システムの標準仕様書において実装不可機能と規定されている機能は、共通機能として実装することはできない。(4) 共通機能の標準仕様書で規定する機能に係る機能要件等の標準を実現するために最低限必要と考えられるデータ項目を項目定義書として定義する。項目定義書は、標準仕様書で規定する機能以外の機能を実装する場合や、その他システム制御、システム運用に必要なデータ項目は項目定義書の対象としておらず、実装のレイアウトを定義するものではない。共通機能で作成する番号等について、標準仕様書で規定する必要があることから、項目定義書で示すものである。そのため、共通機能として項目定義書を規定するものは、以下の機能である。① 住登外者宛名番号管理機能② 団体内統合宛名機能　共通機能は、２類型に分類されていない機能（本仕様書に規定していない機能）について、任意で実装することを可能としていることから、項目定義書で規定するデータ項目だけで機能が充足されるものではないことから、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定された基本データリスト同様に、項目定義書のレイアウトで任意のタイミングで出力できることを求めるものではない。（新設）1.7.　地方公共団体における共通機能の所管（略）2.　共通機能の要件の標準について2.1.　申請管理機能2.1.1.　申請管理機能とは　申請管理機能とは、申請者が申請手続等を行うシステム（マイナポータルその他のオンライン申請システム（以下「マイナポータル等」という。））と標準準拠システムの間を連携する機能である。（新設）2.1.2.　現行の申請管理機能を有するシステムの継続利用　令和４年度（2022年度）末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするため、地方公共団体においてシステム改修等の取組みが進められている。　この取組みとして、総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和３年９月30日）（以下「申請管理システム標準仕様書」という。）により構築された申請管理機能を有するシステム（以下「申請管理システム（総務省仕様準拠）」という。）については、標準化前の基幹業務システムの申請データ取り込みにおいて利用可能であるとともに、標準化後の基幹業務システム（標準準拠システム）においても、2.1.3に示すインターフェースに従うことで申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能である。　なお、申請管理システム（総務省仕様準拠）を新規に構築する際も同様に2.1.3に示すインターフェースに従った構築を行うことで、標準準拠システムと連携が可能である。2.1.3.　標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて　標準準拠システムが申請管理機能と連携するにあたっては、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定された方式に対応する必要がある。　ただし、既に構築が進められている申請管理システム（総務省仕様準拠）においては、標準化後の住民記録システムと申請管理機能との間の番号紐付情報の連携方式については、過渡的な対応として「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定されたAPI連携を実装せず、「申請管理システム標準仕様書」に規定されたファイル連携を認める。　また、標準準拠システムとの申請データの連携方式についても、同様に過渡的な対応として「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定されたAPI連携を実装せず、「申請管理システム標準仕様書」に規定された連携方式（RPA 等簡易ツールの利用、画面からの転記）により行うことを認める。（新設）（新設）2.1.4.　将来的なガバメントクラウド申請管理機能の提供　デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）においては、「品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す」にあたり、情報連携の基盤となる公共サービスメッシュについては、「②手続時の入力を最小限化するためにあらかじめ申請内容をプレ表示したり、関連する手続などを推奨したりするプッシュ機能等を備えたプッシュ型サービスを実現するため、地方公共団体が保有する住民情報を当該住民向けプッシュ型サービスなどに活用する仕組み（略）等を包括的に実現し、利便性の高いデジタルサービス実現を更に推進」することとしている。　具体的には「手続時の入力を最小限にするためにあらかじめ申請内容をプレ表示する機能や、関連する手続などを推奨するプッシュ機能などの利用者目線のサービスをスマートフォンでも実現できるよう、ガバメントクラウド上で必要なモジュールを整備」し、「地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を見据えて、基幹業務システムとフロントサービスを提供する各機能とが、疎結合な形でAPI連携できるようにすることにより、円滑なデータ連携を可能とし、ユーザーニーズや技術動向の変化にも柔軟に対応できるようにする」こととしている。　そのため、デジタル庁において「令和４年度（2022年度）にガバメントクラウドで稼働するコンポーネントとしてプロトタイプ構築に着手し、令和５年度（2023年度）以降、地方公共団体の任意に応じて先行的に実証・活用できるように検討を進める」ものであり、マイナポータル等と標準準拠システムをつなぐための機能である申請管理機能についても、当面は令和７年をターゲットに、ガバメントクラウドにおいて標準準拠システムが利用できる申請管理機能（「ガバメントクラウド申請管理機能」という。）として、基本的な機能から、希望する地方公共団体が利用することが可能になるよう検討を進める。　基幹業務等の標準準拠システムは、「データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる」ものであり、標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースは本仕様に定めたものを踏まえる予定である。　標準準拠システムにおいては本仕様2.1.3に定めるインターフェースを備えることで、標準準拠システムは追加の対応を原則行わずに、申請管理システム（総務省仕様準拠）及びガバメントクラウド申請管理機能のいずれを利用することも可能となる。2.2.　庁内データ連携機能2.2.1.　庁内データ連携機能とは（略）2.2.2.　庁内データ連携機能の位置づけ　標準準拠システム間の各データ連携は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」において、「RESTによる公開用API連携」「ファイル連携」の２つの方式が規定されている。　その実現方法については、次のとおりとする。① RESTによる公開用API連携　提供側業務システムは、RESTによるAPIを利用側業務システムへ公開する（PULL型データ提供機能）。　このとき、提供側業務システムが、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた「文字要件」に規定された文字で提供すること。　利用側業務システムはRESTによる公開用APIを呼び出すことで、標準準拠システム間のデータ連携を実現する。② ファイル連携　庁内データ連携用にCSVファイル（区切り文字である「,」カンマで区切ったデータ形式のこと。）を送受信するためのファイルサーバを構築する。　提供側業務システムは、SFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、ファイルサーバ上の所定のフォルダにCSVファイルを格納する。　このとき、提供側業務システムが、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に定められた「文字要件」に規定された文字で提供すること。　なお、提供側業務システムがCSVファイルを送信する際にはオープンソースまたは市販のファイル転送用ツールを活用することも構わない。　利用側業務システムは所定のフォルダからSFTP、SCP等によるデータ通信の暗号化を行った上で、CSVファイルを取込むことで、標準準拠システム間のデータ連携を実現する。　ファイル連携に関する詳細仕様は「別紙8\_ファイル連携に関する詳細技術仕様書」のとおりである。2.2.3.　庁内データ連携機能に求められる機能（略）2.2.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係　標準準拠システムが標準準拠システム以外のシステムとデータを連携させる場合も「RESTによる公開用API連携」及び「ファイル連携」の２つの方式に従うものとする。（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）2.3.　住登外者宛名番号管理機能2.3.1.　住登外者宛名番号管理機能とは　住登外者宛名番号管理機能とは、住登外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための機能である。　住民については、住民に対して住民記録システムが住民宛名番号を付番し、その他の標準準拠システムに連携されるため、当該住民宛名番号を利用することで地方公共団体内で住民を一意に特定され、住民に必要な情報の連携を円滑に行うことができる。　一方、住登外者については、その情報は、それぞれの標準準拠システムで宛名管理をしていることが通常であり、住登外者を地方公共団体内で一意に特定できず、必要な情報の連携時に支障が生じる可能性がある。　そこで、第１に、住登外者宛名番号を付番することにより、各部局における宛名管理作業の手間等を削減し、業務効率化を図るものである。　このことは、個人番号利用事務以外のシステム及び個人番号利用事務であるが個人番号を全て把握していない事務のシステムにおいても、住登外者の宛名番号を管理できるように、団体内統合宛名機能とは別に住登外者宛名番号管理機能を設けるものである。　第２に、庁内で利用する住登外者の宛名番号を付番・管理する住登外者宛名番号管理機能を標準化することで、住登外者宛名番号付番における各製品固有の仕様を排除し、システム構築時、リプレイス時における各標準準拠システムにおける製品選択を柔軟に行うことを可能とする。　第３に、住登外者宛名番号を付番することにより、住登外者においてもワンスオンリーを実現（住登外者が申請や届出を提出する際、基本４情報及び個人番号（個人番号の送受信は、番号利用事務に限られる。以下同じ。）等により庁内の情報を検索し、住登外者宛名番号を取得することで、再度の情報提供を不要にすること等）することを、地方公共団体の判断により可能とするものである。　なお、本仕様書における住登外者宛名番号と団体内統合宛名番号の役割は、それぞれ以下のとおりである。・住登外者宛名番号：個人番号利用事務以外の事務、または個人番号利用事務であっても個人番号を取得していない住登外者の宛名番号を統一する目的で利用する。※住登外者宛名番号管理機能において、個人番号と住登外者宛名番号の紐づけを可能とするが、個人番号利用事務等実施者以外のアクセス制御は適切に実施する必要がある。なお、住登外者宛名番号管理機能において個人番号の利用は任意とする。・団体内統合宛名番号：市区町村内で個人を一意に特定できる番号として、個人番号と1:1になることを想定し、主に情報提供ネットワークシステムによる連携のために利用する。2.3.2.　住登外者宛名番号管理の業務フロー　住登外者宛名番号管理に関する業務フローを以下に示す。なお、個人番号を利用した業務フローとしているが、個人番号利用事務以外の事務においては個人番号の利用は不可であり、また、個人番号利用事務であっても個人番号の利用は任意であるため、個人番号を利用しない場合においては個人番号を利用しない業務フローに読み替えること。(1) 住登外者への住登外者宛名番号の付番・管理① 届出書等提出　住登外者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報及び個人番号の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が住民、もしくは元住民ではないことを確認し、標準準拠システム（住登外者の管理が必要な標準準拠システムをいう。以下同じ。）に、住登外者の基本４情報（氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。）及び個人番号を入力する。④ 候補者抽出依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者候補者抽出APIを利用し、入力した住登外者（以下「対象住登外者」という。）の基本４情報及び個人番号を住登外者宛名番号管理機能に送信して、住登外者宛名番号管理DB（当該団体の住登外者宛名番号管理に関するデータベースをいう。以下同じ。）から当該対象住登外者に該当すると判定される候補者の抽出を依頼する。この際、標準準拠システムは基本４情報の完全一致や部分一致などの条件を抽出条件に設定することが出来る。⑤ 候補者抽出依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑥ 候補者検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。⑦ 候補者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑥の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報または個人番号が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、当該基本４情報、当該基本４情報に対応する住登外者宛名番号（以下「候補者宛名基本情報」という。）及び個人番号を標準準拠システムに送信する。なお、候補者宛名基本情報を送信し、標準準拠システムから候補者の選定結果を受信するまでは、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御できること。⑧ 住登外者登録　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報もしくは個人番号が対象住登外者の基本４情報もしくは個人番号に該当すると判断した場合には、住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑨ 住登外者宛名番号付番依頼　標準準拠システムは、⑦により受信した候補者宛名基本情報に含まれる基本４情報もしくは個人番号が対象住登外者の基本４情報もしくは個人番号に該当しないと判断した場合には、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番APIを利用し、当該対象住登外者に対する住登外者宛名番号の付番を依頼する。⑩ 住登外者宛名番号選択情報通知　標準準拠システムは、⑧で登録した住登外者宛名番号を通知するために住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番APIを利用し、当該対象住登外者に対する住登外者宛名番号を通知する。⑪ 住登外者宛名番号付番依頼受信（機能ID 0310004）　住登外者宛名番号管理機能は、対象住登外者の基本４情報、個人番号及び住登外者宛名番号付番依頼、または住登外者宛名番号選択情報を受信する。⑫ 住登外者宛名番号付番（機能ID 0310001）　住登外者宛名番号管理機能は、⑪で住登外者宛名番号付番依頼を受信した場合、対象住登外者の基本４情報及び個人番号を用いて、対象住登外者に対し住登外者宛名番号を付番する。⑪で住登外者宛名番号選択情報を受信した場合、対象住登外者の住登外者宛名基本情報の業務IDを更新する。この場合、⑬以降の処理は発生しない。　住登外者宛名番号の付番は、住民記録システム標準仕様書に規定されている住民宛名番号の付番方法と同様の方式とするが、住民に対して付番する住民宛名番号と重複しないよう措置を講じなければならない。⑬ 候補者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑫の付番後、対象住登外者の住登外者宛名基本情報（住登外者宛名番号、基本４情報及び個人番号をいう。以下同じ。）を標準準拠システムに送信する。⑭ 住登外者登録　標準準拠システムは、受信した対象住登外者の住登外者宛名番号を対象住登外者のものとして登録する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。(2) 住登外者の基本４情報及び個人番号変更① 届出書等提出　住登外者は、基本４情報及び個人番号の変更に係る届出書等（住所変更届出等）を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、対象住登外者の情報を入力し、最新情報を確認する。④ 候補者抽出依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者候補者抽出APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。⑤ 候補者抽出依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑥ 候補者検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。⑦ 候補者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑥の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報または個人番号が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、当該基本４情報、当該基本４情報に対応する住登外者宛名番号（以下「候補者宛名基本情報」という。）及び個人番号を標準準拠システムに送信する。なお、候補者宛名基本情報を送信し、標準準拠システムから候補者の選定結果を受信するまでは、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御できること。⑧ 住登外者基本４情報及び個人番号更新　標準準拠システムは、⑦により送信された候補者基本情報に含まれる基本４情報もしくは個人番号が対象住登外者の基本４情報もしくは個人番号に該当すると判断した場合には、当該候補者の住登外者宛名番号を使用する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑨ 変更する基本４情報及び個人番号の入力　地方公共団体は、届出書等を確認し、住登外者の基本４情報及び個人番号のうち、変更する情報を入力する。⑩ 住登外者基本４情報及び個人番号変更　標準準拠システムは、住登外者の基本４情報及び個人番号を、⑨により入力された情報に変更する。⑪ 変更後宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報更新APIを利用し、変更後の住登外者宛名基本情報を送信する。⑫ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、変更後の住登外者宛名基本情報を受信する。⑬ 候補者検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した変更後の住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。⑭ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、⑬の検索により、当該住登外者宛名番号に対応する住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DB上で特定し、当該住登外者宛名基本情報を、変更後の住登外者宛名基本情報に更新する。(3)住民が住登外者になった場合の住民宛名番号の引継① 届出書等提出　住登外者は、住登外者の登録が必要な届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 登録する基本４情報の入力　地方公共団体は、受理した届出書等の情報をもとに、当該住登外者が元住民であったことを確認する。転出先住所等を含めた住登外者の基本４情報を住民記録システムから連携された転出情報により確認し、入力する。④ 住登外者登録　標準準拠システムは、入力された情報とともに、当該住登外者が住民として登録されていた際に利用していた住民宛名番号を引き継ぎ、「住登外者宛名番号」とみなして登録する。⑤ 住登外者宛名番号送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名番号付番APIを利用し、住登外者宛名基本情報を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBに新規に登録する。(4) 住登外者が住民になった場合の処理① 宛名連携　住民記録システムは、標準準拠システムに住民記録データを連携する。② 住民記録データ登録標準準拠システムは住民記録データを受信し、登録する。③ 住登外者の情報の統合等　地方公共団体は、当該住民が住登外者から住登者となったことを契機に、当該住民を住登外者としての管理から住登者としての管理とするために、標準準拠システム内において、当該住民の情報の統合や紐づけを行う。④ 住登外者情報更新　標準準拠システムは、入力された情報をもとに、標準準拠システムの仕様に従って業務DBの更新を行う。⑤ 住登外者削除情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者基本情報更新APIを利用し、住登外者として管理対象外となった住登外者宛名基本情報及び削除要求を送信する。⑥ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、住登外者宛名基本情報及び削除要求を受け取る。⑦ 住登外者宛名情報管理（機能ID 0310002）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した住登外者宛名基本情報を住登外者宛名番号管理DBから削除する。ただし、削除依頼を受信した際、依頼元の業務ID、もしくは独自施策システム等IDを削除し、登録されている業務ID及び独自施策システム等IDが全て削除された場合のみ、当該住登外者宛名基本情報を削除する。(5) 標準準拠システムが名寄せを行った場合の更新① 住登外者重複登録の気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、同一の標準準拠システムのDBにおいて、重複登録（同一人物に対して、異なる住登外者宛名番号を付番することをいう。以下同じ。）したことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 候補者抽出依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者候補者抽出APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 候補者抽出依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 候補者検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。⑥ 候補者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報または個人番号が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、候補者宛名基本情報を送信し、標準準拠システムから候補者の選定結果を受信するまでは、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御できること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報もしくは個人番号が対象住登外者の基本４情報もしくは個人番号に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ（同一人物に対して複数住登外者宛名情報が存在する場合、主となる住登外者宛名情報にその他の住登外者宛名情報を紐付けることをいう。以下同じ。）する。⑨ 宛名基本情報の仕分け　名寄せの結果、名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）を仕分けする。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報更新APIを利用し、名寄せ先宛名基本情報並びに名寄せ元宛名基本情報及び名寄せを行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ先住登外者宛名基本情報並びに名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せを行った旨を受信する。⑫ 候補者検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した名寄せ先住登外者宛名基本情報及び名寄せ元住登外者宛名基本情報のそれぞれの住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、名寄せ元住登外者宛名基本情報と、名寄せ先住登外者宛名基本情報を紐付け、住登外者宛名番号管理DBを更新する。⑭ 名寄せ履歴管理（機能ID 0310009）　住登外者宛名番号管理機能は、更新した住登外者宛名基本情報や名寄せの履歴を保存する。(6) 標準準拠システムが名寄せ解除を行った場合の更新① 誤った名寄せの気付き　標準準拠システムに保存されている住登外者について、同一の標準準拠システムのDBにおいて、誤って名寄せをしたことに気づく。② 住登外者の最新情報確認　地方公共団体は、標準準拠システムで対象住登外者の情報を入力し、当該住登外者の最新の名寄せ状況を確認する。③ 候補者抽出依頼送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者候補者抽出APIを利用し、入力された情報をもとに作成した抽出条件を送信する。④ 候補者抽出依頼受信（機能ID 0310007）　住登外者宛名番号管理機能は、標準準拠システムから、対象住登外者の抽出条件を受信する。⑤ 候補者検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した抽出条件を用いて、住登外者宛名番号管理DBを検索する。⑥ 候補者宛名基本情報送信（機能ID 0310006）　住登外者宛名番号管理機能は、⑤の検索の結果、対象住登外者の抽出条件と合致すると判定される基本４情報または個人番号が存在した場合には、対象住登外者の候補者として、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに送信する。なお、候補者宛名基本情報を送信し、標準準拠システムから候補者の選定結果を受信するまでは、同一住登外者の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御できること。⑦ 住登外者基本４情報更新　標準準拠システムは、⑥により受信した候補者の基本４情報もしくは個人番号が対象住登外者の基本４情報もしくは個人番号に該当すると判断した場合には、当該候補者の候補者宛名基本情報を対象住登外者のものとして更新する。なお、候補者宛名基本情報を標準準拠システムに登録、または更新するか否かは任意とする。⑧ 名寄せ解除　地方公共団体は、標準準拠システムに登録されている情報を名寄せ解除する。⑨ 宛名基本情報の更新　標準準拠システムは、名寄せ解除の結果を名寄せ先住登外者宛名基本情報（主となる住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）と名寄せ元住登外者宛名基本情報（名寄せ先宛名情報に紐付けられるその他の住登外者宛名基本情報をいう。以下同じ。）に反映する。⑩ 住登外者宛名基本情報送信　標準準拠システムは、住登外者宛名番号管理機能の住登外者宛名基本情報更新APIを利用し、解除前の名寄せ元宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を送信する。⑪ 住登外者宛名基本情報受信（機能ID 0310003）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報及び名寄せ解除を行った旨を受信する。⑫ 候補者検索（機能ID 0310005）　住登外者宛名番号管理機能は、受信した解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報の住登外者宛名番号を使用し、住登外者宛名番号管理DBを検索する。⑬ 名寄せ情報管理（機能ID 0310008）　住登外者宛名番号管理機能は、解除前の名寄せ元住登外者宛名基本情報と、解除前の名寄せ先住登外者宛名基本情報の紐付けを解除し、住登外者宛名番号管理DBを更新する。2.3.3.　住登外者宛名番号管理に求められる機能（略）2.3.4.　標準準拠システム以外のシステムとの関係（略）2.3.5.　住登外者宛名番号管理に係る既存データの考え方　既存システムから住登外者宛名番号管理機能に係る既存データ（住登外者宛名番号等）を移行する際の考え方を以下に示す。① 本機能で規定する住登外者宛名番号の付番ルールの適用は新規付番に限り、付番済み番号の再付番は不要とする。② 本機能では、住登外者宛名番号を重複して管理することを想定していないため、移行する既存システムの住登外者宛名番号が、すでに本機能で利用されている場合、もしくは移行しようとする既存システム間で住登外者宛名番号の重複が発生している場合は、重複を排除したうえで、本機能に移行する必要がある。③ 住登外者宛名番号の新規付番時に、移行済みの既存データと重複した住登外者宛名番号の付番を回避する必要がある。④既存システムが本機能の利用を開始する際、複数の既存システムで管理されている住登外者宛名の名寄せを行うことは不要とする。2.4.　団体内統合宛名機能2.4.1.　団体内統合宛名機能とは　団体内統合宛名機能とは、住民記録システムその他の標準準拠システムと連携し、住民・住登外者を一意に特定する団体内統合宛名番号を付番するとともに、団体内統合宛名番号に係る副本情報等を標準準拠システムから受信し、中間サーバに送信する機能である。　団体内統合宛名機能を標準化することにより、団体内統合宛名機能における各製品固有の仕様を排除し、システム構築時、リプレイス時における各標準準拠システムにおける製品選択を柔軟に行うことを可能とするとともに、将来的に、中間サーバのインターフェース変更等に対して、改修効率等の向上が見込める。　なお、本仕様は、中間サーバ接続端末から接続する運用を妨げるものではない。2.4.2.　団体内統合宛名機能の位置付け　団体内統合宛名機能は、(1)団体内統合宛名番号の付番・管理機能（図上Ⓐ）及び(2)中間サーバ連携に係る機能（図上Ⓑ）で構成される。　「(2) 中間サーバ連携に係る機能」における仕様の考え方を次のとおり示す。　「「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」システム方式設計書」に規定されているインターフェースは、団体内統合宛名機能を経由し、利用する。　ただし、標準準拠システムは団体内統合宛名番号を持たないことから、上記に規定されているインターフェース項目の内、団体内統合宛名番号が格納される項目には、宛名番号を格納することとする。団体内統合宛名機能が、標準準拠システムが格納した宛名番号をもとに団体内統合宛名番号に変換、もしくは中間サーバ等から受信した団体内統合宛名番号をもとに宛名番号に変換する。　また、基本４情報を連携する際は、団体内統合宛名機能で所持する情報から、「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」関連仕様書で定められた形式に編集すること。　以降、中間サーバとのインターフェースを示す。なお、実装にあたっては、最新の「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」関連仕様書を参照のこと。なお、個人番号の送受信及び閲覧は、番号利用事務に限られる。① 標準準拠システムとの外部インターフェース一覧② 住基システム等との外部インターフェース一覧　上記インターフェースにおいて、宛名番号に係るエラー（誤った宛名番号が設定されている等）は「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」関連仕様書に記載されていないため、以下のとおりとする。なお、電文形式等はその他のエラーと同様とし、団体内統合宛名機能は、電文結果コード、処理結果詳細コード、処理結果メッセージを設定し、返却する。2.4.3.　団体内統合宛名業務の業務フロー(1) 団体内統合宛名番号の付番・管理機能① 届出書等提出　住民又は住登外者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 団体内統合宛名番号付番依頼手続き　宛名番号が付番された住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合は、地方公共団体は、団体内統合宛名番号の付番が必要となる標準準拠システム（以下2.4.3において「対象標準準拠システム」という。）において、団体内統合宛名番号の付番依頼の手続きを行う。④ 団体内統合宛名番号付番依頼　対象標準準拠システムは、団体内統合宛名機能の団体内統合宛名番号付番APIを利用し、当該住民又は住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報（個人番号、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）及び基本４情報をいう。以下同じ。）を送信し、団体内統合宛名番号付番を依頼する。⑤ 団体内統合宛名番号付番依頼受信（機能ID 0320001）　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名付番依頼情報及び団体内統合宛名番号付番依頼を受信する。⑥ 団体内統合宛名基本情報検索（機能ID 0320004）　団体内統合宛名機能は、受信した団体内統合宛名付番依頼情報について、団体内統合宛名DB（当該団体の団体内統合宛名に関するデータベースをいう。以下同じ。）を検索する。⑦ 団体内統合宛名番号付番済情報送信（機能ID 0320005）　団体内統合宛名機能は、⑥の検索の結果、当該団体内統合宛名付番依頼情報の個人番号と合致する個人番号が存在した場合、宛名番号とともに、団体内統合宛名番号は付番済である旨を対象標準準拠システムに送信する。⑧ 団体内統合宛名番号付番済情報受信　対象標準準拠システムは、団体内統合宛名機能から団体内統合宛名番号付番済の旨を受信し、当該団体内統合宛名付番依頼情報に係る者の団体内統合宛名番号が付番済であることのフラグを立てる。⑨ 団体内統合宛名番号付番（機能ID 0320002）　団体内統合宛名機能は、⑥の検索の結果、当該団体内統合宛名付番依頼情報の個人番号と合致する個人番号が存在しない場合、団体内統合宛名番号を付番し、団体内統合宛名DBに団体内統合宛名基本情報（団体内統合宛名番号及び団体内統合宛名番号付番依頼情報をいう。以下同じ。）を保存する。　付番する団体内統合宛名番号は、一意の番号にしなければならない。⑩ 団体内統合宛名番号付番済情報送信（機能ID 0320005）　団体内統合宛名機能は、⑨の付番後、団体内統合宛名番号は付番済である旨を宛名番号とともに、対象標準準拠システムに送信する。⑪ 団体内統合宛名番号付番済情報受信　対象標準準拠システムは、団体内統合宛名機能から団体内統合宛名番号は付番済である旨を受信し、団体内統合宛名番号が付番されたことのフラグを立てる。⑫ 団体内統合宛名番号通知（機能ID 0320006）　団体内統合宛名機能は、中間サーバに対し、団体内統合宛名番号を通知する。⑬ 団体内統合宛名番号受信　中間サーバは、受信した団体内統合宛名番号を保存する。（以下、機関別符号の取得の流れは省略）（新設）(2) 中間サーバ連携機能（副本登録）　「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」関連仕様書に規定されているインターフェースは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、副本情報登録等の例をサンプルとして記載する。① 届出書等提出　申請者は、届出書等を地方公共団体に提出する。② 届出書等受理　地方公共団体は、届出書等を受理する。③ 届出等に伴う正本の登録・更新　地方公共団体は、届出書の受理等に伴い、正本の登録・更新を行う。④ 正本登録・更新　標準準拠システムは、正本の登録・更新を行う。⑤ 副本情報登録　標準準拠システムは、③により登録・更新された正本に対する副本情報の登録を行う。⑥ 副本情報送信　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、宛名番号及び副本情報を送信する。⑦ 副本情報受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、宛名番号及び副本情報を受信する。⑧ 副本情報送信　団体内統合宛名機能は、宛名番号を対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報を中間サーバに送信する。⑨ 副本情報登録　中間サーバは、団体内統合宛名機能から、団体内統合宛名番号及び副本情報を受信し、登録する。⑩ 団体内統合宛名情報要求　中間サーバは、副本情報の連携において団体内統合宛名情報を中間サーバ端末に表示させる必要がある場合、団体内統合宛名機能に、団体内統合宛名情報を要求する。⑪ 団体内統合宛名情報提供　団体内統合宛名機能は、中間サーバから団体内統合宛名情報要求を受信し、要求された団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本４情報を団体内統合宛名DBから取得し、中間サーバに提供する。⑫ 団体内統合宛名情報受信　中間サーバは、団体内統合宛名機能から、個人番号及び基本４情報を受信する。(3) 中間サーバ連携機能（情報照会）　「地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム・ソフトウェア」関連仕様書に規定されているインターフェースは、団体内統合宛名機能を経由し、利用すること。以下では、情報照会の例をサンプルとして記載する。① 情報照会実施　地方公共団体は、事務に必要な情報照会を行う。② 情報照会依頼　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会依頼（宛名番号及び照会する情報の種類の情報をいう。以下同じ）を送信する。③ 情報照会依頼受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会依頼を受信する。④ 情報照会依頼送信　団体内統合宛名機能は、情報照会依頼のうち宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、中間サーバに対し、情報照会依頼を送信する。⑤ 情報照会依頼受信　中間サーバは、団体内統合宛名機能から、情報照会依頼を受信する。⑥ 情報照会依頼送信　中間サーバは、情報提供ネットワークシステムに対し、情報照会依頼を送信する。⑦ 情報照会依頼受信　情報提供ネットワークシステムは、中間サーバから、情報照会依頼を受信し、情報提供者の中間サーバに情報照会通知を行う。⑧ 情報照会結果送信　情報提供ネットワークシステムは、情報照会結果を中間サーバに送信する。⑨ 情報照会結果受信　中間サーバは、情報提供ネットワークシステムから、情報照会結果を受信し、登録する。⑩ 情報照会結果取得要求　地方公共団体は、必要なタイミングにおいて標準準拠システムに対し、情報照会結果の取得要求を行う。⑪ 情報照会結果取得要求　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑫ 情報照会結果取得要求受信　団体内統合宛名機能は、標準準拠システムから、情報照会結果取得要求を受信する。⑬ 情報照会結果取得要求送信　団体内統合宛名機能は、中間サーバに対し、情報照会結果取得要求を送信する。⑭ 情報照会結果取得要求受信　中間サーバは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果取得要求を受信する。⑮ 情報照会結果送信　中間サーバは、団体内統合宛名機能に対し、情報照会結果を送信する。⑯ 情報照会結果受信　団体内統合宛名機能は、中間サーバから、情報照会結果を受信する。⑰ 情報照会結果送信　団体内統合宛名機能は、団体内統合宛名番号を対応する宛名番号に変換し、標準準拠システムに対し、情報照会結果を送信する。⑱ 情報照会結果取得　標準準拠システムは、団体内統合宛名機能から、情報照会結果を取得し、表示する。⑲ 情報照会結果確認　地方公共団体は、情報照会結果を確認する。2.4.4.　団体内統合宛名機能に求められる機能（略）2.4.5.　標準準拠システム以外のシステムとの関係　標準準拠システム以外のシステムが団体内統合宛名機能を利用する際は、団体内統合宛名機能のインターフェースにアクセスすることで利用可能とする。　ただし、利用には、地方公共団体内で一意となる宛名番号（住民記録システムで管理されている住民宛名番号、もしくは住登外者宛名番号管理機能で管理されている住登外者宛名番号）が必要となる。2.4.6.　団体内統合宛名機能に係る既存データの考え方（略）2.5.　EUC機能2.5.1.　EUC機能とは（略）2.5.2.　EUC機能の位置づけ　EUC機能を提供する場合には、共通機能として各業務横断的に利用できる形で機能提供されることを原則とするが、複数の標準準拠システムを一体のパッケージとして提供する形態の製品の一部としてEUC機能を利用することも妨げない。　EUC機能で利用するデータソースは、標準準拠システムのDBとは別に整備することとし、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト」に記載のあるデータ項目が参照できることを原則とする。なお、一又は複数の標準準拠システムと一体のパッケージとしてEUC機能を提供する場合については、基本データリストを利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。　各データ項目については、「基本データリスト」における「データ項目名称」として参照できることとし、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「コード」の仕様については、「基本データリスト」の記載内容（各データ項目の仕様）に従う。　なお、EUC機能のデータセットの更新の頻度は、本仕様書においては規定しない。　また、本仕様書で規定するEUC機能以外に、標準準拠システムで個別の機能要件がある場合には、基幹業務システムの標準仕様書に追記することで、共通機能としてのEUC機能に追加して実装することが可能である。（本仕様書で規定するEUC機能を削除してはならない。）2.5.3.　EUC機能に求められる機能（略）（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）3.　共通機能の標準の運用について3.1.　維持運用について（略） |